

仕 様 書		
防衛情報通信基盤等の 移設、据付及び調整試験	調達要求番号	5SD61A04504
	作成年月日	令和7年7月17日
	作成部隊等名	自衛隊沖縄地方協力本部
	作成者	自衛隊沖縄地方協力本部総務課管理班

1 総 則

(1) 摘要範囲

本仕様書は、自衛隊沖縄地方協力本部における防衛情報通信基盤（以下「DII」という。）、陸自クローズ系クラウドシステム（以下「クロクラ」という。）、連絡装置GEE-200（以下「連絡装置」という。）の移設、据付及び調整試験について適用する。

(2) 用語の定義

この仕様書に用いる用語の定義は、GLT-CG-Z000001の1.2による。

2 役務に対する要求事項

(1) 全般要求

DII、クロクラ、連絡装置の移設、据付及び調整試験

(2) 共通事項

共通的事項は、GLT-CG-Z500002の附属書A.3～A.5による。

(3) 機器の移設に関する要求

ア 移設機器

移設機器は、表1のとおりとする。

表1 移設機器

番号	機器名称	内容品	数量	単位	備考
1	DII	19インチラック	1	式	1本に全機器収納
2	クロクラ	ルーター	1	台	端末類は官側で実施
3	連絡装置	装置本体	1	式	
4		公衆網接続アダプタ1型	2	台	
5		構内通信切替器1型	2	台	
6		IP多機能専用電話機2型	40	台	
7		FAX信号変換アダプタ	3	台	
8		構内通信切替器用キャビネット	1	台	

イ 移設作業内容

移設作業内容は、表2のとおり

表2 移設作業内容

大項目	細部項目	作業内容	備考
ケーブル配線作業	UTP ケーブル配線作業	(1)移設機器を接続する UTP ケーブルの配線作業は、移設先で実施する。 (2)各 UTP ケーブルの端末処理を実施する。 (3)測定器を使用して、ケーブル疎通確認を実施する。 (4)ケーブル配線の色は、システム毎に区別ができるよう考慮する。	移設先の配線場所は官側の指示による。
システム移設作業	撤去作業	(1)官側による機器停止状態の確認 (2)不要ケーブルは、官側に引き渡し、流用するケーブルは、移設機器に添付する。	
	搬出・搬入作業	(1)梱包・輸送は、装置の性能劣化防止及び輸送中の破損防止に留意した方法によるものとする。	
	システム疎通確認作業	(1)移設先にて移設前と不具合なく同様に使用できることを確認する。	

(4) 移設元及び移設先

ア 移設元

那覇市前島3丁目24番地3-1 前島ビル 自衛隊沖縄地方協力本部3階

イ 移設先

那覇市樋川1丁目15-15 那覇第一地方合同庁舎 8階

(5) 移設日

令和7年12月20日(土)から21日(日)までの間に移設完了。

(6) 据付調整に関する要求

契約相手方は、移設後の各機器の動作確認を官側立会のもと実施する。

(7) 材料及び部材

本仕様書に規定する配線・移設作業に使用する材料及び部材は、原則として契約相手方で用意するものとし、官給を必要とする場合は、官側及び契約担当官と調整する。

3 留意事項

- (1) 安全管理について万全を期する。
- (2) 通電停止、振動発生作業などの施設機能に影響を与える作業を実施する場合は、官側に機能停止等準備が必要になる為、事前に監督官と十分調整し、実施するものとし、また、事前に関係者に周知徹底し、運用システムに支障が無いように万全を期する。
- (3) 作業内容について疑義が生じる場合は、事前に監督官を通じ契約担当官等と協議し、施工する。
- (4) 契約の相手方は、監督官より運用システム側の運用状況により急な作業工程の変更または作業中断を指示された場合は、監督官と協議の上、対応する。
- (5) 搬出入及び作業実施にあたり、既存の施設・機器等に損傷や汚損を与える可能性がある場合は、養生を行なう。
- (6) 壁等を貫通する作業は、他設備に影響がないことを事前に確認し、監督官の確認を得てから実施する。
- (7) コンクリート壁、床に対する貫通工事及びアンカー打設工事等を行う場合は、事前に監督官へ作業内容を連絡し、監督官の許可を得てから実施する。
- (8) 一日の作業終了後は、工具及び材料等の整理整頓を実施し、併せて清掃を実施するものとし、整備完了時についても清掃を行い、整備作業で発生した塵、廃材等の発生材及び梱包材は、契約の相手が持ち帰り処分するものとする。

4 監督及び検査

監督及び検査は、契約担任官等の定めるところによる。

5 秘密保全

契約の相手方は、この契約の履行によって直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、それらの知り得た事項を部外利用、公表等を防衛省の許可なく行ってはならない。

6 提出書類

(1) 作業計画書

契約相手側は、官側に作業計画書を提出し、作業計画の承認を受ける。

(2) 作業報告書

契約相手側は、作業完了後速やかに、官側に作業報告書を提出し、作業完了報告を行う。